

芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市民会館に新たに附属設備等を設け、使用料を定めるとともに、市民会館及び公民館の附属設備等のうち、貸出しの実績がないものを廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市民会館条例の一部改正（第１条関係）

ア 次のとおり、市民会館に附属設備等を新設し、使用料を定める。（別表第３）

場所	種別	品名	単位	使用料金(円)
大ホール	映写装置	DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	800

イ 市民会館の次の附属設備等を廃止する。（別表第３）

場所	種別	品名
大ホール	舞台装置	特設花道
		松羽目
		掲示板
	楽器	ベーゼンドルファーMOD225
	音響装置	オープンリールテープレコーダー
		DATレコーダー
		MDデッキ
	照明装置	バルコニーライト
	映写装置	オーバーヘッドプロジェクター
スライド映写機		
小ホール	映写装置	スライド映写機
		オーバーヘッドプロジェクター
本館	映写装置	スライド映写機
		オーバーヘッドプロジェクター

ウ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市立公民館設置条例の一部改正（第2条関係）

ア 公民館の次の附属設備等を廃止する。（別表第2）

種別	品名
映写装置	スライド映写機
	オーバーヘッドプロジェクター

イ その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成29年4月1日

(2) 改正後の芦屋市民会館条例の規定による使用料は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。